

の扶養親族のうち、16歳以上(平成22年1月1日以前生まれ)の人 但し、海外に住む30歳以上70歳未満の扶養親族については、一定の要件を満たす場合に限られます

あなたが一定の学校等の生徒・訓練生等で、令和7年の所得の見積額が85万円以下、かつ、給与所得等(勤労によって得た所得)以外の所得が10万円以下の場合

のひとり親に該当せず、令和7年の所得の見積額が500万円以下の場合

の控除対象扶養親族のうち、70歳以上の人(昭和31年1月1日以前生まれ)

あなたが夫と離婚 3や死別(又は夫が生死不明)した後再婚していない女性で、

の同一生計配偶者、の扶養親族のうち、一定の障害に該当する人

の控除対象扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の人(平成15年1月2日から平成19年1月1日までの生まれ)

あなたが戸籍上も事実上も独身(又は配偶者が生死不明)で、生計を一にする子²があり、令和7年の所得の見積額が500万円以下の場合

あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(配偶者以外) ¹で、令和7年の所得の見積額が58万円超123万円以下の人

[控除対象扶養親族]

【障害者(特別障害者)】

【老人扶養親族】

【特定扶養親族】

【ひとり親】

【勤労学生】

【特定親族】

【寡婦】

2他の人の 又は に該当 せず、令和7年の総所得金額 (合計所得金額に繰越控除を 適用した金額)が58万円以下

3 離婚の場合は、 の扶養親族 がいる場合に限られます

年収が1.110万円

下線太字の金額は改正後のものです

所得金額調整控除を受ける場合は

次の書類で、未提出のものがあれば

[A]に個人番号を記載した場合

番号の確認が行える書類の写し

【C】の項目に√を付した場合、又は

親族関係書類(あなたの親族であることを示

[C]で「留学」に√した場合は**留学ビザ等書**

送金関係書類(あなたが今和7年中にその報

族の生活費又は教育費に充てるために支払っ

【C】で「38万円以上の支払」にくした場合は

38万円送金書類(その親族の生活費・教育

費に充てるための支払額が38万円以上であ

親族関係書類や送金関係書類等を市区町村に

収入が給与所得のみの場合、

収入が公的年金等のみの場合

65歳未満は<u>118万円</u>

65歳以上は168万円

収入が給与所得のみの場合、

収入が給与所得のみの場合。

収入が給与所得のみの場合。

収入が給与所得のみの場合

年収が1,095万円

年収が6,777,778円

収入の目安

提出しなければならない場合があります

所得の見積額と給与・年金収入金額の目安

年収が123万円

年収が150万円

年間が160万円 収入が公的年金等のみの場合。 65歳未満は1,633,334円 65歳以上は205万円

ることを示す書類)の提出が必要です

又は障害者に該当する

以下の書類を提出してください

が海外に住んでいる場合

たことを示す書類

【D】に を付した場合

が海外に

提出してください

【B】に を付した場合、

障害者に該当する

類の提出も必要です

住んでいる場合

の子に限られます

85万円

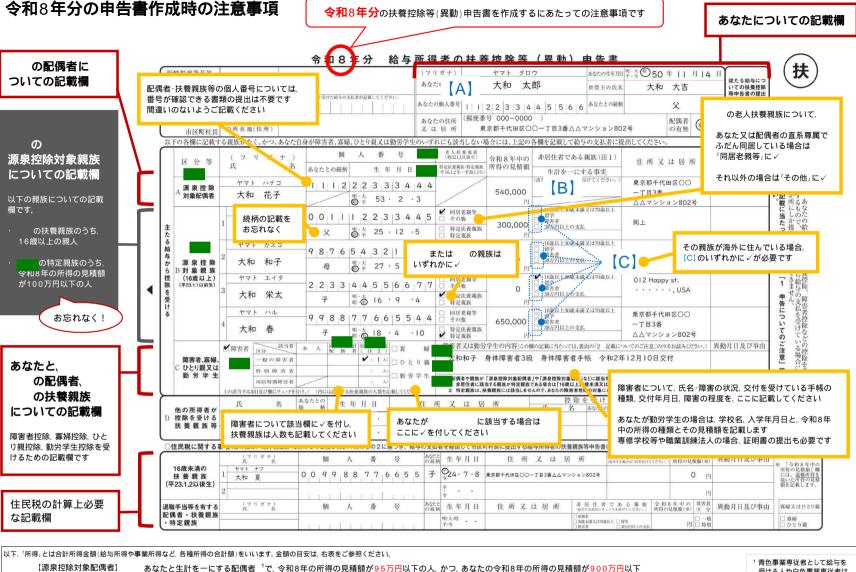
500万円

900万円

令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等	1	給与の	支払者				•	(71]ガナ)		ヤマト タロ	ウ		あなたの	生年月日 明・大	50	年 11 ^月 14	日	\bigcap	(
		の名称(あなフ	たの氏名		大和 太	郎		世帯主の		 :和 大			従たる給与につ いての扶養控除	
税務署長		給 与 の :	文 払 看	告書の提出を含	受けた給与の支	芸払者が記載してく	ださい。	あなたの	の個人番号 1	1 2	2 2 3 3 4	4 5	5 6 6	あなたと		父			・ 等申告書の提出 /提出している場合 には、○印を付け てください。	
市区町村長		給与の							C-> [T-//]		号 000 0000 8千代田区 -) -丁目3番	マン	ション80)2号		配偶者 の有無 有)- 無		
かなたに源泉控除	-	、配偶者、	障害者に該当する	る同一生計	†配偶者及	び扶養親族	がなく、かつ	つ、あなだ	た自身が障害	者、寡	婦、ひとり親又は	は勤労学生	上のいずれ	にも該当	しない場合し	には、以下	の各欄に記入	する必	要はありません。	
区分等		(フ 氏	リガナ)		個	人 番	号		老人扶養業(昭31.1.1以前	(生)	令和7年中の	非原	居住者でる	ある親族	住	所又	は居所	/令和	17年中に異動があった	お読の申
2 // 4		IC	石	あなた	ことの続柄	生	年 月 日		特定扶養業 (平15.1.2生~平)	現族 19.1.1生)	所得の見積額		けを一にて					場合	場合に記載してください	
源泉控除		ヤマト	ハナコ	1_1	1 2 2	2 3 3	3 4 4	4			F 40,000	(該当する場	場合は○印を	付けてくださ	東京	都千代田	区		I	くださの ださの
A 対象配偶者 (注1)		大和	1 花子			明·大 53	. 2 3	3			540,000 円				一一丁	目3番				さの記載
	1	ヤマト	・ ダイキチ	0 0		2 2 3	3 4 4	5	■ 同居老業 □ その他	見等		□ 16歳J □ 留学 □ 障害	以上30歳未清 居	満又は70歳以			ン802号			(C
È	1				父	明·大 図·平 25	12 5	5	□ 特定扶養	 能親族	300,000	□ 38万日	円以上の支払	4		Ė				んつて
注 5 6 6 ラ	2	ヤマト	≻ カズコ	9 8		4 3 2	1 0 0	0	■ 同居老額 □ その他	見等	0	□ 留学	以上30歳未満		以上. 同.	Ŀ			2	コたっては、裏
控除対象 B扶養親族					母	明·大 四 27	5 2	28	□ 特定扶養	 発 族	円	□ 38万日	円以上の支払	4						面の
つ D 妖 氏 株 族 空 (16歳以上) 除 (平22.1.1以前生) 受	3	ヤマリ	ト エイタ		3 3 4	4 5 5	6 6 7		□ 同居老親 □ その他		0	□ 留学	以上30歳未満 皆 円以上の支払		012	2 Happy				変面の「1)申告につい
き ナ	_				子 曜. 16 9		4	營 特定扶養		円	1,200,000 16歳以上30歳未満又は70歳以上			,				告に		
5	4					明·大			□ 同居老親 □ その他	20.50		□ 留学			X.E.					について
					昭•平			0	□ 特定扶養		円	-							D	
	[本 人	同一生配偶者(注	計主2) 扶養親族	▶ □ 寡	婦	障害者又は	は勤労	学生の内容(この相	欄の記載に当	当たっては、裏	€面の「2 言	記載についてのこ	『注意』の(9)	をお読みください。) 異動	カ月日及び事由	ご注意」
障害者、寡婦 C ひとり親又に			一般の障害者			√ (1)	^) □ ひと	り親	大和和子	身体	体障害者3級 :	身体障害	者手帳	令和2年	年12月10日	交付				
勤労学生			特別障害者			(.	□勤労	学生	(注)1 源泉哲	空除対象	配偶者とは、所得者(*なひ白色事業専従者を	令和7年中の	所得の見積額	預が900万円	以下の人に限りま	きす。)と生計	を一にする配偶者(青色事業	専従者として給与の	等を
		の数半十四	同居特別障害者	(+1+ ()th	リーナーサカンド・ナーフィ	扶養親族の人数を	人) た対 1.1 <i>セノ</i> がさ		支払を受 2 同一生	とける人及 と計配偶	び白色事業専従者を 者とは、所得者と生計 18万円以下の人をい	除きます。)で を一にする配 ・ます	、令和7年中 提偶者(青色事	の所得の見利 業専従者と	責額が95万円以下 して給与の支払を	の人をいいる 受ける人及び	ます。 ゾ白色事業専従者	を除きます	。)で、令和7年中の	記載の
他の所得者が				あなたとの続	D #:	年月日	E BLAC CAZE		所又は			氏	1000		る他の所	Control of the state of	田	基動月	日及び事由	
控除を受ける					明·大·昭 平·令	4														
扶養親族等	Ī				明·大·昭平·令	1														
住民税に関する	事工	百 (この欄)	は、地方税法第45	条の3の2		7条の3の21	に基づき、給	与の支持	人者を経由して	市区町	村長に提出する総	与所得者	の扶養親族	等申告書の	の記載欄を兼ね	っています	•)			التا ا
		(7	リガナ)		個 人		号	あなれの続			住所	又は			控除対象外国	外扶養親族	令和7年中	の異	動月日及び事由	
16歳未満の		サマト	も ナツ		, Z	- ш		31000	(P)						(該当する場合は○印を	付けてください。	3 2001711 - 5545500-55500		м, н д т ш	※ 「 ※ 所得は 除ない 額を
扶 養 親 族 (平22.1.2以後生)	1	大和	夏	0 0 9	9 8 8	8 7 7 6	6 5 5	子	24 °7	8	東京都千代田区	一丁目3番	マンショ	ン802号			0	円		除い
1 22.1.2× X 工/	2			1 1	ř. Î.	r r r I	1 1 1		字 •	•								円		35 18th
は職手当等を有する		(フ 氏	リガナ) 名		個 人	番	号	あなたの 続		Н	住 所 又	は居所	(該)	当する項目にチェ	で あ る 親 ックを付けてください	族 令和 所得の	7年中の 障害 見積額(※) 区	分共	動月日及び事由	寡婦
己偶者・扶養親族	矢				- I	I			明·大·昭 平·令				☐ #21 ☐ 30£	関者 表未満又は70歳」	以上□留学		円口数			□寡□ひ





の扶養親族のうち、16歳以上(平成23年1月1日以前生まれ)の人 ²または の特定親族のうち令和8年の所得の見積額が<math>100万円以下の人

あなたが夫と離婚 4 や死別(又は夫が生死不明)した後再婚していない女性で、 のひとり親に該当せず、令和8年の所得の見積額が500万円以下の場合

あなたが一定の学校等の生徒・訓練生等で、令和8年の所得の見積額が85万円以下、かつ、給与所得等(勤労によって得た所得)以外の所得が10万円以下の場合

あなたが戸籍上も事実上も独身(又は配偶者が生死不明)で、生計を一にする子 3 があり、令和8年の所得の見積額が 5 00万円以下の場合

あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(配偶者以外) 1で、令和8年の所得の見積額が58万円超123万円以下の人

あなたと生計を一にする配偶者 1で、令和8年の所得の見積額が58万円以下の人

の控除対象扶養親族のうち、70歳以上の人(昭和32年1月1日以前生まれ)

あなた、 の同一生計配偶者、 の扶養親族のうち、一定の障害に該当する人

あなたと生計を一にする親族(配偶者以外) 1で、令和8年の所得の見積額が58万円以下の人

の控除対象扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の人(平成16年1月2日から平成20年1月1日までの生まれ)

【同一生計配偶者】

[源泉控除対象親族]

【障害者(特別障害者)】

【老人扶養親族】

【特定扶養親族】

【扶養親族】

【ひとり親】

【勤労学生】

【特定親族】

【寡婦】

受ける人や白色事業専従者は

2 海外に住む30歳以上70歳未 満の扶養親族については、一定 の要件を満たす場合に限られます

含まれません

3他の人の 又は に該当 サず. 今和8年の総所得金額 (合計所得金額に繰越控除を 適用した金額)が58万円以下 の子に限られます

4 離婚の場合け の扶養親族 がいる場合に限られます

次の場合は、この申告書とともに 以下の書類を提出してください

[A]に個人番号を記載した場合 番号の確認が行える書類の写し

【B】に を付した場合 親族関係書類(あなたの親族であることを示 す書類

[C]の項目に√を付した場合 親族関係書類(あなたの親族であることを示 「留学」にくした場合は留学ビザ等書類の提 出も必要です

上記[B]及び[C]の親族以外に、 障害者に該当し、海外に住んでいる 又は の親族がいる場合

親族関係書類(あなたの親族であることを示 古書類)

所得の見積額と給与・年金収入金額の目安

所得金額	収入の目安
58万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が123万円 収入が公的年金等のみの場合、 65歳未満は118万円 65歳以上は168万円
85万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が150万円
95万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が160万円 収入が公的年金等のみの場合、 65歳未満は1,633,334円 65歳以上は205万円
100万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が165万円
500万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が6,777,778円
900万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が1,095万円 所得金額調整控除を受ける場合は 年収が1,110万円

令和8年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所	轄税務署長等	給与の支払者	(7	リガナ)	ヤマト タロコ	う あなたの	生年月日 明:大昭 50 年 1	1 月14 日	$ \uparrow $	(跃)
		の名称(氏名)	あな	:たの氏名	大和 太臣	郎 世帯主	の氏名 大和 大	吉	従たる給与につ いての扶養控除	
	税務署長	稲子の文仏石	特の提出を受けた給与の支払者が記載してください。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	この個人番号 4 「 4 「 2			この続柄 父		― 等申告書の提出 (提出している場合) には、○印を付け	
	九份有民	の法人(個人)番号		(郵商采り	号 000-0000	4 5 5 6 6 8 marte			てください。	
	市区町村長	給与の支払者 の所在地(住所)		にの住所	京都千代田区	/ 一丁目3番 マンショ	記 記 () 記 () 記 () の 有			
以		る親族がなく、かつ、あなた自身	りが障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいず	ー げれにも該当しない場	合には、上記の名	各欄を記載して給与の支払	者に提出してください。			
\cap		(フリガナ)	個 人 番 号	老人扶養親族 (昭32.1.1以前生)	令和8年中の	非居住者である親族(注	:1)	異則		◎ ○
	区分等	氏 名	あなたとの続柄 生年月日	特定扶養親族·特定親族 (平16.1.2生~平20.1.1生)	所得の見積額・	生計を一にする事実	生 所 又 は)	1 場		読の のたの み申 うめ申
l		ヤマト ハナコ	1 1 1 2 2 2 3 3 3 4 4 4			生 日 を りる 事夫 (該当する場合は○印を付けてくだ		1/02/		く告 ちに告 だ書 の提書
	A 源泉控除 対象配偶者	大和 花子			540,000		一丁目3番			さの 1出はい記かす
	7777101171		明· 大 53 · 2 · 3		円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳	マンション8	802号		。 載にもな
		ヤマト ダイキチ	0 0 1 1 1 2 2 3 3 4 4 5	✓ 同居老親等□ その他		□ 留学 □ 障害者	同上			当しのたかでの
主		↑ 大和 大吉	父	□ 特定扶養親族 □ 特定親族	300,000	□ 38万円以上の支払				たって 提出 2
主たる給与		ヤマト カズコ		☑ 同居老親等		□ 16歳以上30歳未満又は70歳 □ 留学	以上			はなかにつ
	酒自物除	2 大和 和子	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 0 0	□ その他 □ 特定扶養親族	0	□ 開子 □ 障害者 □ 38万円以上の支払	同上			裏と上せ
	源泉控除 B対象親族		母 明·大 27 · 5 · 28	□ 特定親族	円					かが大き
控除を受け	(16歳以上) (平23.1.1以前生)	ヤマト エイタ	2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	□ 同居老親等 □ その他		16歳以上30歳未満又は70歳□ 留学□ 障害者	012 Happy St.			裏面の「1 ことができませ 以上から給与の できませ
を受		3 大和 栄太	子 明·太 16 · 9 · 4	★ 特定扶養親族	· ·	□ 障害者 □ 38万円以上の支払	٠٠٠٠, ١	JS A		申ん士障
ける		ヤマト ハル	3 18.69 10 3 4	□ 特定親族 □ 同居老親等	円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳	以上市立都工作田区			告に、文書と
~		4	9 9 8 8 7 7 6 6 5 5 4 4	□ その他	650,000	□ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払	東京都千代田区 一丁目3番			ついを受験
		大和 春	子 明. 大 18 ・ 4 ・ 10	□ 特定扶養親族 □ 特定親族	円	□ 38万円以上の支払	マンション8	302号		1 申告についてのご注意」等をません。 ません。 解写の支払を受けている場合には、 解写をでする場合には、 ない。 ないである。 は、 ないである。 は、 ないである。 は、 ないである。 は、 ないである。 は、 ないである。 は、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでも、 ないでは、 とっと。 ないでも、 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと
		管 障害者 区分 該当者 z	本 人 同一生計 扶 養親 族 □ 寡 婦	障害者又は勤労生	学生の内容(この欄	の記載に当たっては、裏面の「2	記載についてのご注意」の(9)をお読	しなください。) 異動	助月日及び事由	ごを変換
	障害者、寡婦、	一般の障害者	√ (1 ハ □ ひとり親	大和和子 身	身体障害者3級	身体障害者手帳	和2年12月10日交付			意合を
	C ひとり親又は 勤 労 学 生	特別障害者	(△ □ 勤 労 学 生	※ 配便者や朝佐が「	海島地陸計会配理	や「酒息排除対象報体 たどに眩虫	するかは、裏面の「4 扶養親族等の船	節囲 たご確切しださし	V.	等に受け
		同居特別障害者 上の該当する項目及び欄にチェックを付け	大()内には該当する扶養親族の人数を記載してください。	(注)1 非居住者に該当	する親族が特定親族で	ある場合は「16歳以上30歳未満又しんので、あなたの障害者控除の対象に	は70歳以上」にチェックを付けてください	, 、。 で四] でこ AE PO / どこA	70	記載のしかたはこち
\succeq		IF. 夕 あ	かなたとの 上午日口 仕	所又は居		控除を受け	る他の所得者	里 動 日	日及び事由	
D	他の所得者が 控除を受ける	九 石 続	明·大·昭	// X to //	7/1	氏 名 あなたとの	り続柄 住所又は居所	. 9K #// / I	ロ及りず田	
п	技養親族等		平·令 明·大·昭							
Ļ			平・令				consisted there are MOS to the contract of			
\sim	住民税に関する		の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支持					和8年中の 展	ALD HIT WAR	
	16歳未満の	(フリガナ) 氏 名 ヤマト ナツ	四 八 宙 号 の続	統柄 生 平 万 口	住 所	又は居所	(該当する場合は○印を付けてください。) 所名	导の見積額(※)	動月日及び事由	※ 「令和8年中の 所得の見積額」欄
 	扶養親族		0 0 9 9 8 8 7 7 6 6 5 5 子	₹ \$24 • 7 • 8 \$	東京都千代田区 一	-丁目3番 マンション802号		0 н		には、退職所得を 除いた所得の見積
(4	23.1.2以後生)	2		平				円		額を記載します。
退職	戦手当等を有する	(フリガナ) 氏 名	個人番号の紛の紛	なと 生年月日	住所又は	ま居所 非居住者		中の 障害者 質(※) 区 分 異	動月日及び事由	寡婦又はひとり親
配化	禺者・扶養親族 寺定親族			明·大·昭	2000 1000 2000 10	□ 配偶者 □ 30歳未満又は70歳		□一般	www.straucrung.co.lists # 1558	寡婦
(1	寸 人工 和7. 加大			平·令		□障害者	□ 38万円以上の支払	円 □ 特別		□ひとり親

あなたについての記入欄

基礎控除申告書

基礎控除を受けるため、 あなたの収入等について 記載する欄です

令和7年の所得の見積額が2,500万円以下 の方は、記載して提出してください

配偶者(特別)控除や所得金額調整控除を<u>受</u>けない場合でも、提出が必要です

特定親族特別控除申告書

特定親族特別控除を受けるため、 特定親族の収入等について記載します

対象者は、イ、口の両方に当てはまる方です

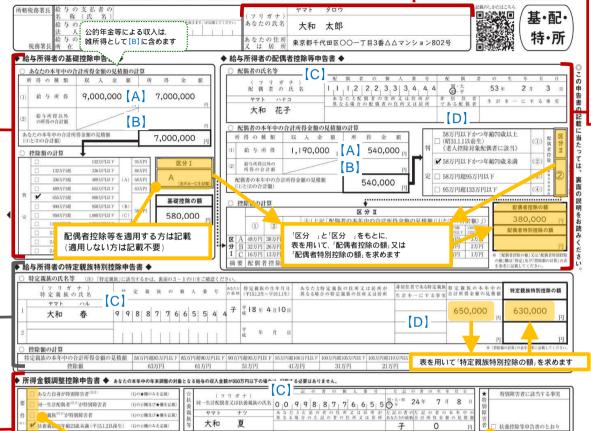
- イ 生計を一にする親族 ¹で、19~22歳 (平成15年1月2日~平成19年1月1日生まれ)
- ロ 令和7年の所得の見積額が 58万円超123万円以下 ⁴

但し、あなたの配偶者、もしくは、あなた以外の所得 者の特定親族となっている方は、対象外です

所得金額調整控除申告書

- イ、ロの<u>両方に</u>当てはまる場合に 記載してください
- イ 令和7年の年末調整の対象となる 給与の収入金額が850万円超
- 口 あなたか扶養親族等が特別障害者、 又は、扶養親族が23歳未満(平成15年1月 2日以後の生まれ)

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書



配偶者控除等申告書

配偶者(特別)控除を受けるために、配偶者 1の収入等について記載します

対象者は、イ、口の両方に当てはまる方です

- イ あなたの令和7年の所得の見積額が1,000万円以下²
- ロ 配偶者の令和7年の所得の見積額が133万円以下 3
- 但し、あなた以外の所得者の扶養親族となっている場合は対象外です
 - 1 次のいずれかに当てはまる場合は対象外です 1. 青色事業専従者として給与を受け取っている 2. 白色事業専従者
 - ² 収入が給与所得のみの場合、年収が1,195万円以下 所得金額調整控除ありの場合は1,210万円以下
 - 3 収入が給与所得のみの場合、年収が2,015,999円以下 公的年金等による雑所得のみの場合、 配偶者が65歳以上であれば243万円以下 65歳未満であれば214万円以下
 - 4 収入が給与所得のみの場合、 年収が123万円超188万円以下

【C】配偶者、特定親族、扶養親族等の個人番号

一定要件の下、記載を要しない場合があります

【D】 配偶者、特定親族が海外に住んでいる場合

以下の書類を提出してください

(扶養控除等申告書に添付した場合は提出不要です)

- 親族関係書類(あなたの親族であることを示す書類)
- ・送金関係書類(あなたが令和7年中に配偶者、特定親族の 生活費又は教育費に充てるために支払ったことを示す書類)

| 特定親族は含まれません

「特別除米者

該当するものいずれか1つに✓

(B) 「給与所得以外の所得の合計額」欄に記載する金額

扶養控除等申告書に記載済ならここにく

事業所得、韓所得、配当所得、不動産所得、退職所得、譲渡所得、山林所得、一時所得、利子所得等の合計額を記載します。 公的年金等の収入金額も雑所得としてここに合まれ、公的年金等控除額(公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を引いた額)を「所得金額」として加算します。 公的年金等控除額は、以下の表により求めます。

65歳以上の人の公的年金控除額

の(4)をご確認ください

O D MIX VA.	エの人の立の十五	23工作水均									
公的年金等の収入金額 [c]			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額								
	ムロッ十五寺の小	入八亜田 [6]	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000 万円超						
		330万円以下	110万円	100万円	90万円						
	330万円超	410万円以下	[c]×25%+275,000円	[c]×25%+175,000円	[c]×25%+75,000円						
	410万円超	770万円以下	[c]×15%+685,000円	[c]×15%+585,000円	[c]×15%+485,000円						
	770万円超	1,000万円以下	[c]×5%+1,455,000円	[c]×5%+1,355,000円	[c]×5%+1,255,000円						
1	1,000万円超		1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円						

65歳未満の人の公的年金控除額

公的年金等の収	1入全額「61	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額									
なの十五分の代	(八亚明 [6]	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000 万円超							
	130万円以下	60万円	50万円	40万円							
130万円超	410万円以下	[c]×25%+275,000円	[c]×25%+175,000円	[c]×25%+75,000円							
410万円超	770万円以下	[c]×15%+685,000円	[c]×15%+585,000円	[c]×15%+485,000円							
770万円超	1,000万円以下	[c]×5%+1,455,000円	[c]×5%+1,355,000円	[c]×5%+1,255,000円							
1,000万円超		1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円							

【A】「給与所得」欄に記載する金額

令和7年中に受け取った給料や賞与等の合計額(パート・アルパイト収入を含む)を、「収入金額,欄に記載します。この金額から、給与所得控除額を引いた金額が「所得金額」で、下表で求めます。 なお、所得金額調整物除金適用する場合は、適用後の所得金額を記載してください。 ⁶

50人所有重視過速性ができた。 0.3日の だが使めが何重視を記し続きていたとす。											
給与所得の「収入金額」 [a]	給与所得の「所得金額」										
1円~		0円									
651,000円~	[a] - 650,000円										
1,900,000円~	[a]÷4=[b] (千円未満切捨)	[b]×2.8-80,000円									
3,600,000円~	[a] - 4 - [b] (十几木洞切括)	[b]×3.2 - 440,000円									
6,600,000円~	[a]×90% -	1,100,000円									
8,500,000円~	[a] - 1,9	950,000円									

6 所得金額調整控除の額は、次の算式で計算します(との両方がある場合はそれらの合計額) (給与の「収入金額(上限1,000万円) - 850万円)×10% 給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 給 与 の 支 払 者 の	ママト タロウ フリガナ) 大和 太郎 基・配・ あなたの住所 又 は 居 所 東京都千代田区 一丁目3番 マンション802号 サマト タロウ 基・配・
総 与 の 支 払 者 の 税務署長 所 在 地 (住 所)	あなたの住所 又は居所 東京都千代田区 一丁目3番 マンション802号 特・所
◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆◆ 給	与所得者の配偶者控除等申告書◆
○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算	配偶者の氏名等
所得の種類 収入金額 所得金額	(フリガナ) 配 個 者 の 個 人 番 号 配 偶 者 の 生 年 月 日
	配偶者の氏名 1 1 1 2 2 2 3 3 3 4 4 4 間 大 53 年 2 月 3 日 マスト ハナコ あなたと配偶者の住所又は居所が、非居住者。 サット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Э Н	ヤマト ハナコ あなたと配偶者の住所又は居所が 非 居 住 者 生 計 を一 に す る 事 実 大和 花子
(2) 給与所得以外の所得の合計額	入和 16丁
M O I	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額) 7,000,000 円 所	所得の種類 収入金額 所得金額 6 年 所得 1.190.000 m 540.000 m 540.000 m 1
○ 控除額の計算 (1)	給 与 所 得 1,190,000 円 540,000 円 2 (老人控除対象配偶者に該当) 者 指
□ 132万円以下 95万円 区分 I (2)	給与所得以外の 「 58万円以下かつ年齢70歳未満 (②) 除 「 (②) 除 「 (②) に
□ 132万円超 336万円以下 88万円	所得の合計額 円
(十の4・0を記載) ・	2個者の本年中の合計所得金額の見積額 540,000 円 95万円超133万円以下 (④) 関
判 655万円超 900万円以下 #7# # 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
□ 900万円超 950万円以下 (B) 58万円	控除額の計算 ■ 配偶者控除の額 ■ 配偶者控除の額
定	(4) (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見精額((1)と(2)の合計額)) 380,000 円
□ 1,000万円超 2,350万円以下 2,350万円以下 2,350万円超 2,400万円以下 48万円 ※ 「区分 I J 及 OF 「基礎控除	① ② ③ 95万円超 100万円超 105万円超 110万円超 115万円超 120万円超 125万円超 130万円超 100万円超 100万円以下 105万円以下 115万円以下 120万円以下 120万円以下 130万円以下 133万円以下 135万円
□ 2400万円超 2450万円以下 / 32万円 の表を念者に記載してくだ ■ 区	A 48万円 38万円 38万円 36万円 31万円 26万円 21万円 16万円 11万円 6万円 3万円
1 2450万田超 2500万田以下 / 16万田	B 32万円 26万円 26万円 24万円 21万円 18万円 14万円 11万円 8万円 4万円 2万円 2万円 円 C 16万円 13万円 13万円 12万円 11万円 9万円 7万円 6万円 4万円 2万円 1万円 ※「配偶者接除の額」又は「配偶者特別接除
	要 配偶者控除 配偶 者 特 別 控 除 の飢爛は「判定」及び「按除額の計算」の表を参考に記載してください。
○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の(1)をご確認ください。	
(フリガナ) 特定親族の氏名 特定親族の個人番号 あなたと の裁析	
ヤマト ハル 子	平18 年 4 月 0 日 650,000 630,000
大和 春 9 9 8 8 7 7 6 6 5 5 4 4 5	版 マイ・カマロ 円 050,000 円
	平 战 年 月 日
	<u>"</u>
○ 控除額の計算 *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	※「控除額の計算」の表を参考に記載してください。
特定親族の本年中の合計所得金額の見積額 58万円超85万円以下 85万円超90万円以下 90万円 控除額 63万円 61万円	円超95万円以下 95万円超100万円以下 100万円超105万円以下 105万円超110万円以下 110万円超115万円以下 115万円超120万円以下 120万円超123万円以下 51万円 41万円 31万円 21万円 11万円 6万円 3万円
◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ ぁなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850	
□ あなた自身が特別障害者(註2) (右の★側のみを記載) 要 □ 同一生計配偶者(注2)が特別障害者 (右の☆欄及び★側を記載) ボ	↑ ナ) ★ 特別障害者に該当する事実 サナギ朝鮮の氏々・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ja.	大変数数が5人行 0 0 9 9 8 8 / / 6 6 5 5 (学) 全 マー・・・・・・・・・ 別
	異なる場合の左記の者の住所又は居所 あなたとの続柄合計所得金額の見積額 書
***	」

令和7年分の年末調整における注意事項

生命保険料に

ついての記載欄

生命保険料控除を受けるため、

保険料について記載する欄です

一般の生命保険料

介護医療保険料

個人年金保険料

の3つに区分して記載します

生命保険会社から届いた

「生命保険料控除証明書」

記載してください

類】

又は契約証書などを確認しながら

【支払いがある場合の提出書

生命保険料控除証明書

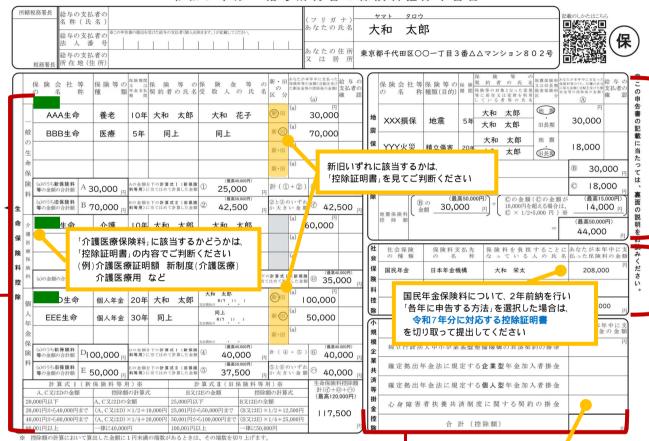
(旧生命保険料で一契約の保険料額が

9,000円以下の場合を除く)

あなたが令和7年中に支払った生命

令和7年分の保険料控除申告書を作成するにあたっての注意事項です この申告書を提出する際は、 **印の証明書類**を添えて提出してください

令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書



小規模企業共済等掛金についての記載欄

iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金など、 あなたが令和7年中に直接支払った小規模企業共済等掛金について記載する欄です

【支払いがある場合の提出書類】

その掛金を支払ったことの証明書類

毎月の掛金額のみ記載がある場合は、 月数分を乗じて金額を計算します

「前納減額金」に金額の記載がある場合は、その分を掛金から控除します

毎月の給与から差し引かれた掛金については、 ここに記載する必要はありません

地震保険料についての記載欄

地震保険料控除を受けるため、 <u>あなたが</u>令和7年中に支払った地震保 険料について記載する欄です

保険会社から届いた「地震保険料控除証明書」 又は契約証書などを確認しながら 記載してください

【支払いがある場合の提出書類】 地震保険料控除証明書

社会保険料についての記載欄

社会保険料控除を受けるため、 あなたが令和7年中に直接支払った 国民年金保険料、国民年金基金掛金、 国民健康保険料などについて 記載する欄です

給与から差し引かれた保険料は 含まれません 親族分を支払った場合も、ここに 記載してください

[支払いがある場合の提出書類]

国民年金保険料を 支払ったことの証明書類 (厚生労働省が発行したもの) 国民年金基金掛金を

支払ったことの証明書類 (国民年金基金が発行した もの)

令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書

丹丁鸭	税務署長 名称(氏 給与の支払 法 人 番	名) ※この申	告書の提出を	受けた給与の支払者(個人を	余きます。)が記載 	してください。			フリガナ)―っなたの氏名		·マト タロウ : 和 太良	ß				記載のしかたはこち	1 _
	給与の支払 税務署長 所 在 地 (住		4:						なたの住所は、は、居、所	東京	都千代田区	一丁目3	番	マンション80	2号		
	保険会社等の名称	保険等の 種 類		保 険 等 の 契約者の氏名	保険 更力	10.0	の新・旧 の 名区分	た剰余金等の	年中に支払った 金額(分配を受け 給 与 の の控験後の金額) 支払者の 確 認		保険会社等 の 名 称	保険等の 種類(目的)	一大 大	保 険 等 の 契約 者の氏名 保険等の対象となった家屋 等に居住又は家財を利用 している者等の氏名	損害保険料金	なたが本年中に支払った 乗料等のうち、左側の区分 系る金額(分配を受けた朝 金等の控除後の金額)	支払者の
-	AAA生命	養老	10年	大和 太郎	大和	花子	新旧	(a) (a)	0,00,0	地	XXX損保	地震	5年	大和 太郎 大和 太郎	地震 旧長期	30,000	
角の生) DDD 7 Hb	医療	5年	同上	同上		新·旧	7 (a)	0 0 0 0, 0	震保	YYY火災	積立傷害	20年	大和 太郎	地震・	18,000	
台							新·旧	(a)		険料	(Aのうち地震保障	 科の金額の合	計額			® 30,0	000
B	(a)のうち新保険料 等の金額の合計額 A 3	0,000 [Aの金額を料等用)に	と下の計算式 I (新保険 当てはめて計算した金額	0	最高40,000円)	計(①	+ ②)	③40,000円)	控	②のうち旧長期打	[書保険料の金	を額の合	計額		© 18,0	00 🖽
生	(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額 B 7	0,000 _H	Bの金額を 料等用)に	と下の計算式 II (旧保険 当ではめて計算した金額	(0)	最高50,000円)	②と③の か 大き	いずれい金額	[⊕] 42,500 _円	除		(最 30,0	高50,00	00円) 円 十 (© の 金 額 (10,000円を起 () × 1/2+5		14 00	
命保	000 T Hb	介護	10年	大和 太郎	大和	太郎		(a) (a)	,000		控除額			, ()	=	(最高50,000	50 5-56100
険り								(a)		社会	社会保険 の 種 類	保険料 の 名		保険料を負担なっている。	することに	こあなたが本年 払った保険料	
料準控		0,000 д				Cの金額を 料等用)に	下の計算式 I 当てはめて計算	(新保険 (した金額	(最高40,000円) (最高40,000円)	保険	国民年金	日本年金村	幾構	大和 栄太		208,000	円
除	DDD#4	個人年金	20年	大和 太郎	大和 太郎	I		(a)),000)	料控							
値	EEE生命	個人年金	1	同上	同上	.11 . 1		(a)	0.000	除		合	計 (控除額)		208,00	00 円
白		四八十五	304	四工	支払開始日 R17	.11 .1		(a)	7,000	小規			種	類		あなたが本年 払った掛金	F中に支 の金額
仔	(a)のうち新保険料 等の金額の合計額 D ₁ C	0,000 🖽	Dの金額を 創業用)に	ジ下の計算式 I (新保険 当てはめて計算した金額	(A)	最高40,000円)	計 (④	+ (5)	(最高40,000円) (最高40,000円)	模企	独立行政法	人中小企業	美基盤	整備機構の共済契約	的の掛金		円
米	すり並供り口可領 10		D = A = APT	と下の計算式Ⅱ (旧保険 当てはめて計算した金額	(1	,000 最高50,000円) ,500	円 ⑤と⑥の か 大き	1 . 12 1.	(a)	業共	確定拠出生	F金法に規	定す	る企業型年金加入	者掛金		
	計算式I(新	保険料等	用)※	前	上算式Ⅱ(旧保険料等	5用)※		生命保険料控除額計(①+回+②)	済等	確定拠出生	F金法に規	定す	る個人型年金加入	者掛金		
2	A、C又はDの金額 0,000円以下	控除着 A、C又はDの	質の計算式 全額	25,000円以	はEの金額 下	控用 B又はEの	除額の計算: 分全額	弋	(最高120,000円)	掛掛	S do not the	* + * *	汝山	席 1ヶ間 ナッ 却 が	の世々		
	0,001円から40,000円まで	169. 5 63532	2 2000	0,000円 25,001円か	(4)	No. 102.00	$\times 1/2 + 12,$	500円	117,500	金	心身障害	白	済 刑	度に関する契約	の掛金		
	0,001円から80,000円まで	(A、C又はD)	CONTRACTOR CONTRACTOR	TOTAL CONTROL CONTROL CONTROL CONTROL	ら100,000円	A STATE OF THE PARTY OF THE PAR	×1/4+25,	000円	,	控		合	計 (控除額)			
$\overline{}$	0,001円以上 控除額の計算において算	一律に40,000		100,001円以の出数がちてしまけ		一律に50	F			除							